

平成28年1月1日以後に提出する償却資産申告書の様式に

## マイナンバー（個人番号）・法人番号の記載欄が新設されました

### 1 マイナンバー（個人番号）・法人番号の記載について

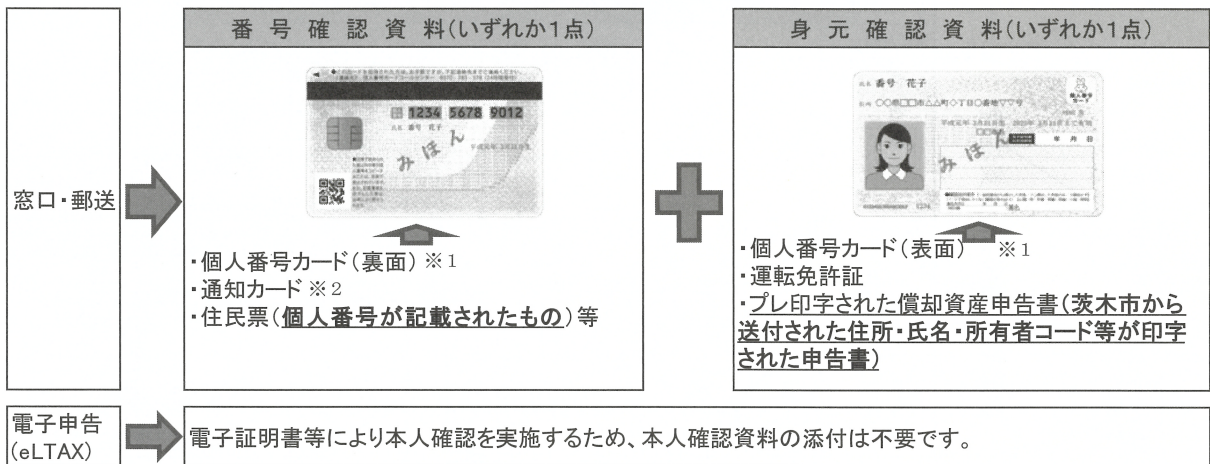
申告の手引P.11（申告書の記載例）をご参照いただき、個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を、所定の記載欄に右詰めで記載してください。

### 2 本人確認資料について

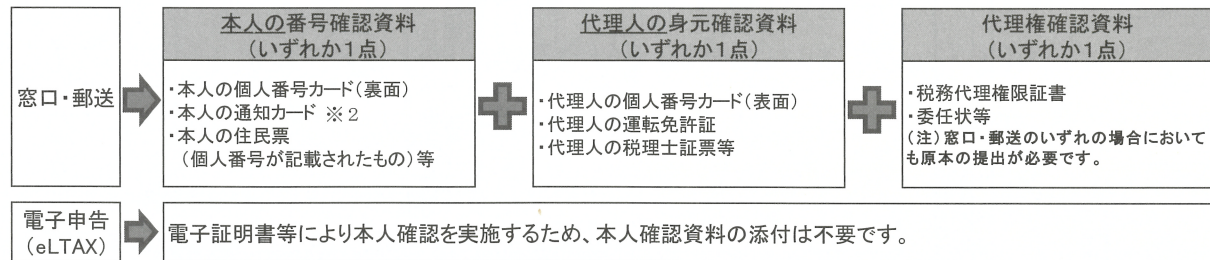
個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施いたします。以下の①又は②の本人確認資料をそれぞれ1種類ずつ提示していただきますようお願いいたします。

郵送の場合は、①又は②の本人確認資料の写しを添付してください。なお、法人番号を記載した申告書をご提出していただく場合、本人確認資料の添付は不要です。

#### ①本人が申告書を提出する場合



#### ②代理人が申告書を提出する場合



※1 本人が申告書を提出する場合、個人番号カードは番号確認及び身元確認の両方の確認資料となります。

※2 「通知カード」については令和2年5月25日に廃止されました。通知カードの記載事項が住民票の記載事項と一致している場合は、番号確認資料として引き続きご利用いただけます。

### 3 その他

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。制度の趣旨をご理解いただき、マイナンバーの記載にご協力ください。ただし、マイナンバーの記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。また、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合、申告書への個人番号の記載はないものとして受理いたしますので、あらかじめご了承ください。